

資 料 目 次

1 職員給与実態調査結果	
令和5年職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員	3
第3表 職員の平均給与月額	4
第4表 職員の扶養親族数別人員	4
第5表 職員の住居手当の支給状況	5
第6表 職員の通勤手当の支給状況	5
第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	6
第8表 職員の地域手当の支給状況	6
第9表 職員の単身赴任手当の支給状況	7
第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員	8
第11表 職員の給料表別，学歴別，年齢別人員及び平均給料月額	28
第12表 暫定再任用職員の給料表別，級別人員	38
第13表 年齢階層別人員構成比（令和5年と平成25年の比較）全職員	39
2 職種別民間給与実態調査結果	
令和5年職種別民間給与実態調査の概要	40
第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数	41
第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給	41
第16表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等	42
第17表 県内民間における初任給の改定状況	52
第18表 県内民間における家族手当の支給状況	52
第19表 県内民間における在宅勤務関連手当の支給状況	53
第20表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	53
第21表 県内民間における定年制の状況	53
3 生計費関係	
令和5年4月の標準生計費算定方法	54
第22表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費	55
（参考）費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）	55
4 労働経済関係	
第23表 労働経済指標	56
5 人事院の報告及び勧告の概要	59

1 職員給与実態調査結果

令和5年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和5年4月における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

令和5年4月1日に在職する職員で、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である。

したがって、単純労務職員、企業職員、特別職の職員及び会計年度任用職員は含まれない。

なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外している。

ア 臨時的任用職員

イ 在籍専従休職中の職員

ウ 無給出向中の職員

エ 無給派遣中の職員

オ 育児短時間勤務職員

(3) 調査の内容

令和5年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

(4) その他

構成比については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	人員	構成比	平均年齢	平均経験年数
	人	%	歳	年
全給料表	22,298	100.0	43.0	20.9
行政職給料表	5,375	24.1	41.8	20.2
研究職給料表	238	1.1	42.4	19.8
医療職給料表（一）	36	0.2	39.9	15.7
医療職給料表（二）	270	1.2	44.1	20.2
医療職給料表（三）	131	0.6	38.1	15.6
海事職給料表	65	0.3	44.0	23.0
教育職給料表（一）	43	0.2	50.0	25.5
教育職給料表（二）	3,430	15.4	45.7	22.8
教育職給料表（三）	9,731	43.6	44.5	22.0
公安職給料表	2,979	13.4	37.5	16.8

(注) 1 「医療職給料表（二）」には、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）第3条第1項第2号の「医療職給料表」を含む（以下各表について同じ。）。

2 「医療職給料表（三）」には、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）第3条第1項第4号の「医療職給料表」を含む（以下各表について同じ。）。

3 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）は含まれていない（以下第12表を除き、第13表まで同じ。）。

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の適用を受ける者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員

単位：人

区分 給料表	人員	学歴別人員構成				性別人員構成	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(100.0) 22,298	(74.4) 16,601	(12.0) 2,679	(13.5) 3,003	(0.1) 15	(61.3) 13,674	(38.7) 8,624
行政職給料表	(100.0) 5,375	(65.8) 3,534	(9.0) 483	(25.0) 1,346	(0.2) 12	(68.2) 3,668	(31.8) 1,707
研究職給料表	(100.0) 238	(98.7) 235	(0.4) 1	(0.9) 2	(-) -	(78.6) 187	(21.4) 51
医療職給料表(一)	(100.0) 36	(100.0) 36	(-) -	(-) -	(-) -	(83.3) 30	(16.7) 6
医療職給料表(二)	(100.0) 270	(94.1) 254	(5.9) 16	(-) -	(-) -	(62.6) 169	(37.4) 101
医療職給料表(三)	(100.0) 131	(90.8) 119	(9.2) 12	(-) -	(-) -	(2.3) 3	(97.7) 128
海事職給料表	(100.0) 65	(16.9) 11	(29.2) 19	(49.3) 32	(4.6) 3	(100.0) 65	(-) -
教育職給料表(一)	(100.0) 43	(93.0) 40	(7.0) 3	(-) -	(-) -	(69.8) 30	(30.2) 13
教育職給料表(二)	(100.0) 3,430	(92.0) 3,156	(6.3) 216	(1.7) 58	(-) -	(59.9) 2,055	(40.1) 1,375
教育職給料表(三)	(100.0) 9,731	(80.2) 7,804	(19.8) 1,927	(-) -	(-) -	(49.5) 4,813	(50.5) 4,918
公安職給料表	(100.0) 2,979	(47.4) 1,412	(0.1) 2	(52.5) 1,565	(-) -	(89.1) 2,654	(10.9) 325

(注) 1 ()内の数字は、構成比(%)である。

2 学歴区分は、給与決定上の学歴である(以下第11表について同じ。)

第3表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月
給料	円 314,501	円 316,227	円 354,064	円 354,751
給料の特別調整額	6,734	6,754	5,537	5,567
扶養手当	9,733	10,046	10,821	11,117
住居手当	7,190	6,893	8,199	8,095
その他	9,792	9,891	14,453	14,375
合計 (平均給与月額)	347,950	349,811	393,074	393,905

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替えに伴う経過措置額を含み、給料の特別調整額には管理職手当を含む。
 2 その他は、地域手当、初任給調整手当及び特勤手当等である。

第4表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	人 3,205	人 1,550	人 1,554	人 101
2人	3,410	1,521	3,380	39
3人	2,859	2,079	2,858	24
4人	951	888	951	12
5人	160	149	160	7
6人以上	19	19	19	1
計	10,604	6,206	8,922	184

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 平均扶養親族数は、全職員1人当たり1.0人、行政職給料表適用職員1人当たり0.9人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,755円（平均扶養親族数は2.2人）である。

第5表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	7,631 ^人	100.0 [%]
手当月額11,000円未満の受給者	40	0.5
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	5,775	75.7
手当月額28,000円の受給者	1,816	23.8
手当受給者1人当たり平均手当月額		23,768 ^円

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	112 ^人	12,916 ^円

第6表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	15,821 ^人	(100.0)% 71.0
交通機関等のみを利用する者	397	(2.5) 1.8
交通用具のみを使用する者	15,133	(95.7) 67.9
交通機関等と交通用具を併用する者	291	(1.8) 1.3
非 受 給 者	6,477	29.0
総 職 員	22,298	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額		12,523 ^円

第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	受給者計
部局								
各 部 局 に お け る 代 表 的 な 職	知事部局	部長	次長	課長				
	教育部局			校長 特大規模校	校長 大規模校	校長 大規模校	教頭 事務長 課長補佐級	
	公安部局		部長 大規模 警察署長	課長 警察署長 大規模 警察副署長				
受給者数	31人	91人	561人	68人	731人	708人	2,190人	

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 56,376
------------------	-------------

第8表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	医師等	非支給地
人員		22,298人	34人	11人	1人	0人	6人	2人	1人	29人	22,214人
構成比		100.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	99.6%
平均手当月額		円 243	円 61,950	円 59,446	円 51,825	円 —	円 38,147	円 18,408	円 7,473	円 80,247	円 —

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満
受給者	人 701	人 280	人 104	人 11	人 245	人 87

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計
	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 85	人 15	人 1	人 1	人 0	人 1,530

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 43,268
------------------	-------------

第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		6	1						
2		1							
3		1	2						
4		8	4			1			
5	35	86	17	1					
6		35	19						1
7		5	16	1					
8	33	7	19						
9	7	65	44	1		1	1		1
10		37	36						
11		17	17						
12	24	20	26						2
13	17	67	53						1
14	3	48	30						3
15	7	25	16						1
16	27	21	18						3
17	3	57	49					1	1
18	7	28	25					1	
19	6	23	24					1	1
20	28	16	21	1				3	
21	6	21	40	2				2	1
22	6	15	16					3	
23	23	11	29					2	
24	18	6	16	1				3	
25	104	5	33	1				2	
26	31		15	4				3	1
27	14	2	12	2				2	
28	107	3	9	1				3	
29	11	1	32	1			4	1	
30	23		22	3			2	1	
31	9	1	20	2			20	1	1
32	70	1	8	2			15		
33	21	2	24	2			3		
34		1	14	1			2	1	
35	4	2	10	6			5	1	
36	1		7	5					
37	6		31	4					
38			15	1					
39	3		13	4		1	4	2	
40			7	3	1				
41	4		23	4	1				
42	1		20	4			1		
43			15	3					
44			13	10		1			
45	1		14	17					
46			15	22	1		2		
47			13	28		3			
48			14	22					
49			9	27	2		1		
50	1		8	37	2		52		
51			9	27	2		114		
52			12	23	1		33		
53	2		10	27	2		10		
54			14	29			13		
55			18	29	1		30		
56			7	34	2		6		
57	1		3	30	3		7		
58			9	40	5		6		
59			14	45	2		23		
60			11	39	3		8		
61	1		15	30	3		8		
62			7	44	5		6		
63			6	35	6		13		
64			10	21	9		4		
65			13	30	4		2		
66			6	29	4		8		
67			8	40	7		10		
68			11	39	22		3		
69			9	44	24		6		
70			7	41	14		7		
71			7	30	4				
72			9	26	19		5		
73	2		3	21	16		2		
74			3	28	8		7		
75			7	25	95		4		
76			7	25	24		2		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77	1		13	21	21				
78			3	11	5	2			
79			2	13	39				
80			4	15	8	2			
81			7	15	12	1			
82			3	21	7	1			
83			6	15	23	2			
84			2	20	7	1			
85			8	14	12	20			
86			6	10	11				
87			5	8	26				
88			4	13	13				
89			4	12	15				
90			3	11	9				
91			5	11	3				
92			1	5	3				
93	4		2	38	7				
94			6						
95			2						
96			4						
97									
98			2						
99			4						
100			1						
101			1						
102			3						
103			3						
104									
105									
106			1						
107									
108			1						
109			1						
110			3						
111			1						
112									
113			58						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	672	644	1,358	1,650	513	426	62	33	17

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給を示した（以下本表の各給料表について同じ。）。

適用職員数	5,375人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1		4	1		
2		1			
3					
4		2	1		
5		2	7		
6					
7					
8		3			
9		3	5		
10		1	1		
11					
12		7			
13		2	2		
14			1		
15		1	3		
16		9	1		
17		1	3		
18					
19					
20		6			
21		4	6		
22		2	3		
23					
24		2	1		
25		1	2		
26		2	2		
27		1			
28		1			
29		1	5		
30		2	1		
31			1		17
32					3
33			1		
34					2
35			1		1
36					
37				2	
38			1		2
39					1
40				1	
41					
42			2		
43					
44				2	
45			2		
46				1	
47				1	
48					1
49			1	2	1
50				1	
51				3	
52				1	
53			2	1	
54				3	
55				2	
56				1	
57				1	
58				3	
59				3	
60				1	
61			1	1	
62					
63				2	
64				2	
65					
66				2	
67			1		
68				2	
69					
70					
71					
72				1	
73				54	
74					
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84			1		
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		58	59	93	28

適用職員数	238人
-------	------

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16	2			
17				
18				
19				
20	3	2		
21		1		
22				
23				
24	3	1		
25		1		
26				
27	1			
28	2	2		
29				
30				
31	1			
32	1			
33				
34				
35				
36				
37	1			
38				1
39				
40				
41				
42				
43				1
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				2
58				1
59				
60				2
61				1
62				
63				
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	17	7		12

適用職員数	36人
-------	-----

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1				1			
2							
3				1			
4		1	3				
5				2			
6				1			
7			2	1			
8			2	1			
9			1	4			
10			1	2			
11			1	2			
12		3	2	1			
13			3	3			
14			1	3			
15				2			
16		1	1				
17		4		4			
18				2			
19					2	1	
20				1			
21		1		3			
22				3			
23				1			
24							
25				4			
26				3			
27				1	1		1
28				1			15
29				2			2
30				2	1		
31				3	2		
32				1	1		
33				2	4	1	1
34				1			
35				4	3		
36				2	2	1	
37				3	1		
38				2			
39						1	
40						1	
41						2	
42				1		4	1
43				1		1	
44				1	1	4	
45					1	1	
46				2	2	3	
47						3	
48				1	1	1	
49				1	2	1	
50				1	1		
51			1		3	3	
52					1		
53					2	3	
54				1	2		
55						2	
56				2	2	1	
57					2	3	
58				1	3	1	
59					1	1	
60					1	1	
61					3	3	
62					1	1	
63				1	1		
64					2		
65		1			3	20	
66				1			
67							
68							
69				1			
70					2		
71							
72							
73				1			
74							
75							
76				1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78				1			
79							
80							
81				2			
82							
83							
84					1		
85					9		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		11	18	90	67	64	20

適用職員数	270人
-------	------

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人					
2						
3						
4						
5				1		
6				1		
7				2		
8				1		
9				2		
10				1		
11		5		2		
12				1		
13		1		1		
14		7				
15						
16						
17						
18		7				
19						
20		1				
21					2	
22		3				
23		3				
24						
25		1				
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35		1				
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						7
46						
47						1
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76		1				
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89						
90						
91						
92						
93					18	
94						
95						
96				1		
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113				1		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		30	16	39	38	8

適用職員数	131人
-------	------

海事職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7					1	
8					2	
9						
10			1			
11				1		
12						
13		2				
14						
15					1	
16						
17		1				
18						
19			1			
20			1			
21						
22		1			1	
23					1	
24					1	
25			1			
26					2	
27						
28			1			
29			1		1	
30						
31						
32					1	
33						1
34						
35						
36						1
37						
38						1
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45					1	1
46						
47						
48					1	5
49						
50						2
51						1
52					1	1
53					1	1
54						1
55						
56						1
57					1	1
58						
59					1	
60						
61					1	
62						
63					1	
64						1
65					1	
66					1	
67						1
68						
69						
70					1	
71					1	
72						
73					1	
74					3	
75						
76						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88				1		
89					6	
90						
91						
92						
93						
94						
95				1		
96						
97						
98						
99						
100						
101						
計		4	6	30	25	

適用職員数	65人
-------	-----

教育職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15			1	
16	1	1		1
17				
18				
19		1		
20				
21				
22				
23				
24				1
25				
26				
27				1
28				1
29				
30				
31			1	1
32				
33				
34			1	1
35				1
36	1			1
37		1		1
38				
39				
40				
41				1
42				
43				
44				
45				1
46				
47				1
48				1
49			1	
50				1
51				
52				
53			1	
54			1	
55			2	1
56				1
57				1
58				1
59				
60	1			
61				1
62				
63				
64				1
65				
66	1			1
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77				
78				
79				
80			1	
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93				
94	1			
95				
96				
97	1			
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117	1			
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特2				1
計	7	3	12	21

適用職員数	43人
-------	-----

教育職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1		20		
2				
3				
4		12		
5		3		
6		1		
7				
8		11		
9		1		
10		1		
11		2		
12		14		
13		6		
14		4		
15		1		
16		19		
17	1	5		
18	1	5		
19				
20		14		
21		7		
22		7		
23		7		
24	1	18		
25	1	7		1
26		8		2
27		10		2
28		23		3
29	1	8		4
30		7		4
31		12		31
32	2	33		5
33		12		
34		11		
35	1	10		5
36		24		1
37		9		18
38		9		
39	1	12		
40	1	25		
41	2	12		
42		10		
43	1	5		
44	2	21		
45	1	13		
46		7		
47	1	12		
48	3	29		
49	1	9		
50		14	1	
51	1	7		
52	2	30	1	
53		16	1	
54	1	16		
55		4	3	
56	1	25	1	
57	1	14	3	
58	1	17	7	
59	1	5	8	
60	2	27	8	
61		13	7	
62		16	6	
63		19	6	
64	1	31	3	
65		15	4	
66		18	2	
67		16	7	
68	3	37	2	
69	1	11	2	
70	1	18		
71		13	5	
72	4	34	3	
73	1	23	2	
74	1	24	2	
75		28	1	
76	1	45		

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77		22	16	
78	2	25		
79		16		
80	4	28		
81	4	21		
82		25		
83	1	20		
84	2	22		
85		18		
86	3	20		
87	4	21		
88		20		
89	2	22		
90		33		
91		31		
92	2	28		
93		28		
94	2	24		
95		36		
96	2	26		
97	1	24		
98	2	23		
99	1	30		
100		22		
101	1	29		
102		27		
103		30		
104		21		
105		23		
106		36		
107		26		
108		23		
109		19		
110		30		
111		30		
112	1	9		
113		27		
114		28		
115	1	35		
116	1	29		
117	1	37		
118		26		
119		48		
120		19		
121		31		
122		26		
123	1	34		
124		20		
125	1	31		
126	1	34		
127		18		
128	1	19		
129		21		
130		25		
131		23		
132	2	17		
133		28		
134		30		
135		23		
136	2	19		
137	1	33		
138	1	33		
139	1	45		
140	2	30		
141		31		
142	1	53		
143	1	61		
144		35		
145	1	250		
146				
147	2			
148				
149	2			
150	1			
151	2			
152	1			
153	9			
計	114	3,139	101	76

適用職員数	3,430人
-------	--------

教育職給料表（三）

号給	職務の級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3		15		
4				
5				
6		5		
7		6		
8				
9				
10		5		
11		7		
12		2		
13		158		1
14		6		1
15		4		1
16		125		
17		39		
18		22		1
19		6		1
20		123		4
21		26		6
22		29		23
23		10	1	178
24		80	1	16
25		44	1	11
26		34		11
27		16		95
28		81	3	13
29		42	2	15
30		38		7
31		16	1	52
32		80	1	17
33		49	5	13
34		29	1	11
35		28	1	47
36		70		10
37		45	2	119
38		37	4	
39		20	1	
40		65	4	
41		46	1	
42		39	1	
43		34	6	
44		59	5	
45		42	2	
46		42	2	
47		38	3	
48		53	6	
49		37	6	
50		48	6	
51		31	3	
52		55	8	
53		41	2	
54		39	14	
55		16	11	
56		61	10	
57		30	3	
58		47	4	
59		25	6	
60		60	3	
61		32	12	
62		40	12	
63		31	10	
64		71	7	
65		39	7	
66		38	8	
67		41	11	
68		53	15	
69		45	15	
70		44	10	
71		40	11	
72		60	6	
73		45	9	
74		46	33	
75		21	17	
76		48	31	
77		45	28	
78		47	31	
79		21	11	
80		50	17	
81		53	9	
82		52	24	
83		36	11	
84		49	12	

号給	職務の級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
85		40	11	
86		36	33	
87		44	14	
88		42	7	
89		30	5	
90		39	22	
91		38	8	
92		45	7	
93		34	99	
94		45		
95		42		
96		69		
97		39		
98		56		
99		41		
100		44		
101		44		
102		55		
103		38		
104		42		
105		60		
106		49		
107		62		
108		51		
109		69		
110		55		
111		53		
112		30		
113		53		
114		38		
115		57		
116		65		
117		73		
118		57		
119		73		
120		47		
121		46		
122		60		
123		57		
124		35		
125		59		
126		74		
127		67		
128		52		
129		43		
130		53		
131		55		
132		47		
133		66		
134		55		
135		70		
136		48		
137		54		
138		41		
139		35		
140		41		
141		46		
142		50		
143		57		
144		64		
145		60		
146		63		
147		77		
148		57		
149		66		
150		69		
151		78		
152		79		
153		109		
154		116		
155		189		
156		142		
157		998		
計		8,385	693	653

適用職員数	9,731人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	17								
4									
5									
6	32								
7	4								
8	2								
9									
10	2								
11	4								
12	35								
13	1								
14	7								
15	2								
16	38	2							
17	1	1							
18	7	4							
19	15								
20	36	54							
21		1							
22	39	15							
23	5	1							
24	33	54							
25	1								
26	5	31							
27		2							
28	2	64		2		1			
29							1		
30	2	27		1		1			6
31	1	2							3
32	4	66	18	5	1				
33	1	1	3			1			
34		23	19	7					1
35	1	1				1			
36	1	49	18	6	1				
37		3	1			1			
38	2	19	24	6	2				1
39	1	7	1		1				
40	2	42	24	11		1			1
41		12	2	1					
42	2	25	22	12	2	1			
43		4	1	1		3			
44		23	21	9	1	2		2	
45		4	2		1	2		6	
46		18	24	15	2	1		3	
47		1	1	1	2			5	
48		24	39	10	2	2		3	
49		1	2	1		1		1	
50		16	34	18		1		1	
51			1		1	1			
52		18	25	8	3	5	1		
53		1	2	4	2	2	5	2	
54		16	32	20	2	1	3		
55			1	1		1	17	1	
56		22	39	12	6	1	1		
57		1	2	1	15	2	5		
58		16	32	5	5	3	2		
59		1	1	3	5	3	8		
60		1	42	15	8		3		
61			2	6	5	3	1		
62			36	14	3	4			
63			3	9	4	1	3		
64		1	27	13	7	2	1		
65			9	7	2	3	2		
66		1	23	8	2	1	1		
67			1	4	10	1	9		
68			25	20	6	3			
69			1	12	13	6	5		
70		1	32	13	5	1			
71			3	11	5	3	3		
72			20	18	3	1	1		
73			3	12	10	3	1		
74			21	13	5	3	3		
75			1	9	7	3	4		
76			20	18	8	1	1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			2	10	7	1	3		
78			15	17	2	2			
79			3	16	10	4	3		
80			17	10	3	1	1		
81			6	12	6	3	2		
82			14	5	2	1			
83			5	10	6	9			
84			2	10	5	3	1		
85			1	3	5	3	4		
86			2	1	1	1			
87	1			3	2	5			
88			1	2	7	1			
89			1	2	5	4			
90			1	5	6	2			
91			2		4	4			
92			1	2	5	2			
93				1	122	32			
94			2						
95			1	5					
96				4					
97			1	2					
98			3	5					
99									
100			1	2					
101			1	1					
102			1	2					
103			3	2					
104				2					
105			1	1					
106									
107				3					
108				4					
109			2	4					
110				2					
111			1	1					
112			2	1					
113				2					
114				1					
115				2					
116				5					
117				1					
118									
119				4					
120			1	3					
121				1					
122				2					
123			1	1					
124				1					
125				64					
126									
127									
128									
129			1						
130			1						
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145		1							
計	306	677	756	599	355	155	95	24	12

適用職員数	2,979人
-------	--------

第11表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員及び平均給料月額

行政職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					27	155,000			27	155,000
19					41	157,890			41	157,890
20			12	165,350	29	162,214			41	163,132
21			18	169,039	26	167,858			44	168,341
22	89	184,873	15	173,593	26	173,531			130	181,303
23	102	188,831	11	181,355	23	182,757			136	187,199
24	116	194,614	12	189,975	22	187,523			150	193,203
25	114	203,375	17	197,341	20	198,500			151	202,050
26	97	211,856	9	201,689	8	203,275			114	210,451
27	127	216,855	3	222,733	22	216,632			152	216,939
28	100	223,150	14	222,121	20	224,365			134	223,224
29	93	231,566	10	225,890	13	223,985			116	230,227
30	110	240,827	7	237,914	18	242,050			135	240,839
31	92	247,599	11	239,355	10	241,290			113	246,238
32	81	254,483	6	253,917	19	247,105			106	253,128
33	78	257,727	5	258,440	21	253,652			104	256,938
34	85	263,152	5	261,100	17	267,000			107	263,667
35	80	269,505	2	262,100	6	248,317			88	267,892
36	49	277,804	4	277,550	10	280,800			63	278,263
37	54	284,094	5	266,020	26	293,992			85	286,059
38	52	288,992	4	274,825	28	298,664			84	291,542
39	53	297,083	7	288,543	22	290,318			82	294,539
40	40	305,938	x	x	35	311,789			76	308,692
41	51	319,626	4	314,450	31	322,126			86	320,286
42	56	331,654	4	334,544	19	327,184			79	330,725
43	69	344,255	6	337,600	31	331,954			106	340,281
44	57	352,473	7	342,329	37	344,916	x	x	102	348,817
45	75	356,524	13	353,038	47	348,615			135	353,435
46	82	362,239	21	351,024	36	353,733			139	358,342
47	86	362,520	14	353,907	52	356,898	x	x	153	359,825
48	126	368,003	20	364,770	59	359,841	x	x	206	365,095
49	123	375,570	22	369,654	43	364,540	x	x	189	372,126
50	99	378,721	29	367,438	50	367,332	x	x	179	373,485
51	139	379,116	20	371,830	46	369,587	2	370,100	207	376,208
52	121	385,029	32	380,928	58	370,893			211	380,522
53	114	387,989	10	379,520	38	380,108			162	385,617
54	146	391,810	21	388,886	49	378,845	2	355,850	218	388,284
55	132	397,723	22	388,155	54	379,770	x	x	209	391,938
56	114	398,320	14	392,764	50	384,074	x	x	179	393,717
57	126	398,538	17	389,776	63	387,609			206	394,473
58	99	402,278	15	396,427	46	386,759			160	397,268
59	107	409,202	14	399,043	48	389,340	x	x	170	402,486
60以上										
合 計	3,534	313,566	483	314,137	1,346	314,709	12	351,992	5,375	313,990

(注) 1 平均給料月額は、平成18年切替えに伴う経過措置額を含んだ額である（以下本表の各給料表について同じ。）。
 2 「x」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表の各給料表について同じ。）。

研究職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	2	199,400							2	199,400
23	3	201,900							3	201,900
24	9	213,533							9	213,533
25	7	227,029							7	227,029
26	12	232,025							12	232,025
27	5	245,480							5	245,480
28	8	240,725							8	240,725
29	6	262,583							6	262,583
30	11	278,009							11	278,009
31	6	290,717							6	290,717
32	5	308,780							5	308,780
33	6	316,367							6	316,367
34	5	321,920							5	321,920
35	5	330,560			x	x			6	330,433
36	6	343,450							6	343,450
37	7	342,743							7	342,743
38	5	353,880							5	353,880
39										
40										
41	2	337,450			x	x			3	347,967
42	3	377,367							3	377,367
43	3	400,433							3	400,433
44	x	x							x	x
45	x	x							x	x
46	4	422,400							4	422,400
47	4	417,000							4	417,000
48	8	426,563							8	426,563
49	3	427,567							3	427,567
50	7	428,171							7	428,171
51	7	427,743							7	427,743
52	8	438,650							8	438,650
53	6	440,500							6	440,500
54	12	440,967							12	440,967
55	12	447,517							12	447,517
56	9	450,533							9	450,533
57	13	454,608							13	454,608
58	9	467,733							9	467,733
59	15	456,373	x	x					16	457,063
60以上										
合 計	235	363,619	x	x	2	349,400			238	363,936

医療職給料表（一）

年齢	項目	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
		職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24		x	x							x	x
25											
26		x	x							x	x
27		4	317,150							4	317,150
28		4	326,900							4	326,900
29		5	332,120							5	332,120
30		x	x							x	x
31		x	x							x	x
32											
33		x	x							x	x
34		3	403,700							3	403,700
35		x	x							x	x
36		x	x							x	x
37											
38		x	x							x	x
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47		x	x							x	x
48											
49											
50											
51											
52		x	x							x	x
53											
54											
55											
56											
57		x	x							x	x
58		x	x							x	x
59		x	x							x	x
60以上		7	565,700							7	565,700
合計		36	421,458							36	421,458

医療職給料表（二）

年齢	学 歴		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	項目	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	x	x							x	x
24	x	x							x	x
25	5	217,160							5	217,160
26	5	222,640							5	222,640
27	4	243,325							4	243,325
28	x	x	2	239,450					3	238,567
29	6	246,483							6	246,483
30	6	260,250							6	260,250
31	6	265,150							6	265,150
32	6	263,850							6	263,850
33	9	273,389							9	273,389
34	7	273,386							7	273,386
35	10	279,690							10	279,690
36	4	294,800							4	294,800
37	13	291,654	x	x					14	292,200
38	10	295,680							10	295,680
39	4	321,475							4	321,475
40	6	336,133							6	336,133
41	7	339,914	x	x					8	338,813
42	4	324,450							4	324,450
43	x	x							x	x
44	6	356,267							6	356,267
45	3	359,167							3	359,167
46	9	372,133	x	x					10	371,430
47	10	353,110	x	x					11	352,218
48	8	389,150	2	358,550					10	383,030
49	12	368,033							12	368,033
50	9	385,400							9	385,400
51	9	388,489							9	388,489
52	9	396,522	x	x					10	396,920
53	9	398,978	x	x					10	399,410
54	7	387,843	x	x					8	387,925
55	7	394,529							7	394,529
56	12	403,942							12	403,942
57	7	409,214	3	392,700					10	404,260
58	6	420,083							6	420,083
59	15	415,567	2	400,850					17	413,835
60以上										
合 計	254	339,252	16	356,681					270	340,284

医療職給料表（三）

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	5	216,600							5	216,600
23	7	220,400							7	220,400
24	6	226,200	x	x					7	225,400
25	6	230,867							6	230,867
26	6	243,983							6	243,983
27	5	249,800							5	249,800
28	4	253,375	2	254,250					6	253,667
29	2	264,450	x	x					3	265,700
30	3	268,900							3	268,900
31	4	273,425	x	x					5	272,680
32	5	279,340	x	x					6	278,950
33	3	284,667	2	265,900					5	277,160
34	3	288,633							3	288,633
35	x	x							x	x
36	x	x							x	x
37	x	x	x	x					2	299,550
38	3	308,167							3	308,167
39	4	296,500							4	296,500
40	x	x							x	x
41	3	333,900							3	333,900
42										
43			x	x					x	x
44	2	368,250							2	368,250
45	2	364,000							2	364,000
46	3	377,667							3	377,667
47	4	379,050	x	x					5	367,840
48										
49	4	385,025							4	385,025
50			x	x					x	x
51	x	x							x	x
52	2	392,700							2	392,700
53	3	393,700							3	393,700
54	5	392,380							5	392,380
55	3	388,133							3	388,133
56	4	393,700							4	393,700
57	3	405,633							3	405,633
58	4	398,175							4	398,175
59	6	408,600							6	408,600
60以上										
合 計	119	310,071	12	285,475					131	307,818

海 事 職 給 料 表

年齢	学歴	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	項目	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18											
19											
20											
21				2	211,900					2	211,900
22				x	x					x	x
23				x	x					x	x
24											
25						x	x			x	x
26											
27						x	x			x	x
28											
29		x	x							x	x
30				2	288,850					2	288,850
31				2	288,300					2	288,300
32											
33						x	x			x	x
34											
35		x	x	x	x					2	314,050
36						3	292,233			3	292,233
37		x	x	x	x					2	324,300
38											
39				x	x	x	x			2	351,250
40						x	x			x	x
41						2	362,950			2	362,950
42				x	x					x	x
43						x	x			x	x
44						3	377,867			3	377,867
45				x	x	x	x			2	348,750
46		2	384,250							2	384,250
47								x	x	x	x
48						x	x			x	x
49		x	x	x	x	2	410,400	x	x	5	402,040
50		x	x	x	x	2	392,400			4	394,225
51		x	x							x	x
52		x	x	2	414,150					3	414,267
53		x	x	x	x					2	348,500
54		x	x			3	406,067			4	412,975
55						4	413,525			4	413,525
56				x	x	2	400,650			3	407,600
57						x	x	x	x	2	390,800
58						x	x			x	x
59						x	x			x	x
60以上											
合 計		11	369,509	19	327,053	32	370,678	3	362,000	65	357,328

教育職給料表（一）

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28			x	x					x	x
29										
30	x	x							x	x
31	x	x							x	x
32										
33	x	x							x	x
34										
35										
36	2	348,100							2	348,100
37										
38										
39										
40	x	x							x	x
41	2	368,300							2	368,300
42	x	x							x	x
43	x	x							x	x
44	x	x							x	x
45	x	x							x	x
46										
47	3	432,233							3	432,233
48	x	x							x	x
49	3	480,833							3	480,833
50	x	x							x	x
51	x	x							x	x
52	x	x							x	x
53	x	x	x	x					2	455,600
54	3	494,100							3	494,100
55	x	x							x	x
56			x	x					x	x
57	3	526,500							3	526,500
58										
59	3	510,967							3	510,967
60以上	7	522,700							7	522,700
合 計	40	452,003	3	356,133					43	445,314

教育職給料表（二）

年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	17	208,000							17	208,000
23	18	212,156			2	195,750			20	210,515
24	17	220,224							17	220,224
25	22	227,777							22	227,777
26	27	234,415			2	220,700			29	233,469
27	24	243,821							24	243,821
28	37	252,041	2	248,900	x	x			40	251,135
29	42	262,762	3	252,233					45	262,060
30	44	272,493	x	x					45	271,789
31	57	277,500	4	272,925	x	x			62	276,848
32	51	285,394	4	262,775	2	241,000			57	282,249
33	49	292,059	4	283,975	2	263,650			55	290,438
34	63	301,705	x	x	x	x			65	300,312
35	54	312,052	x	x					55	311,511
36	47	317,068	2	274,700	x	x			50	313,782
37	62	320,634	x	x					63	320,235
38	79	334,470	2	329,250					81	334,341
39	74	339,764	7	308,186					81	337,035
40	88	350,144	4	344,725	x	x			93	349,060
41	97	357,926	5	322,260	x	x			103	355,651
42	99	361,097	4	323,850	4	340,500			107	358,935
43	75	369,797	5	337,180	2	317,650			82	366,537
44	119	377,747	3	363,733	2	325,200			124	376,560
45	124	384,132	4	366,175	2	308,250			130	382,412
46	125	390,079	6	383,750					131	389,789
47	124	396,859	12	378,950	2	359,000			138	394,753
48	122	402,136	4	380,650	2	384,150			128	401,184
49	157	406,027	13	385,515	x	x			171	403,989
50	181	409,477	16	402,788	2	363,450			199	408,477
51	174	411,491	11	393,700	6	391,567			191	409,841
52	119	416,149	19	402,174	x	x			139	413,894
53	125	417,298	14	393,464	2	388,850			141	414,528
54	117	420,121	7	381,100					124	417,919
55	117	422,205	17	404,118	3	340,967			137	418,182
56	88	424,875	9	390,367	7	406,657			104	420,663
57	112	423,962	10	399,650	2	390,400			124	421,460
58	98	422,840	13	386,538	4	392,525			115	417,682
59	111	426,395	8	399,713	2	391,350			121	424,051
60以上										
合 計	3,156	373,732	216	370,760	58	339,359			3,430	372,964

教育職給料表（三）

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
項目	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20			15	184,900					15	184,900
21			11	192,245					11	192,245
22	140	208,000	11	201,618					151	207,535
23	168	212,775	12	209,517					180	212,558
24	173	219,489	12	214,842					185	219,188
25	135	227,173	18	223,133					153	226,697
26	164	234,535	12	229,800					176	234,213
27	146	242,904	8	235,400					154	242,514
28	157	253,034	7	242,957					164	252,604
29	139	262,936	5	252,440					144	262,572
30	156	269,573	6	256,167					162	269,077
31	153	278,267	11	266,109					164	277,452
32	137	285,233	8	281,225					145	285,012
33	149	293,170	13	280,262					162	292,135
34	137	301,520	5	296,460					142	301,342
35	181	310,106	9	294,844					190	309,383
36	128	318,365	11	304,509					139	317,268
37	161	325,127	24	317,575					185	324,147
38	155	334,281	18	325,556					173	333,373
39	182	341,280	23	335,530					205	340,635
40	159	350,514	13	327,015					172	348,738
41	167	359,059	27	347,822					194	357,495
42	173	364,491	17	355,765					190	363,710
43	174	370,509	29	360,452					203	369,072
44	179	375,294	28	371,779					207	374,818
45	242	380,600	40	375,160					282	379,828
46	222	384,831	49	377,104					271	383,434
47	285	391,243	69	386,146					354	390,250
48	323	397,137	84	388,204					407	395,293
49	321	400,007	97	394,105					418	398,638
50	333	403,558	119	398,955					452	402,346
51	320	407,485	144	403,461					464	406,236
52	285	410,861	132	404,612					417	408,883
53	295	413,311	114	406,686					409	411,464
54	285	415,368	171	408,867					456	412,930
55	280	416,936	144	408,807					424	414,175
56	225	419,007	91	410,487					316	416,553
57	261	420,180	127	412,906					388	417,799
58	251	422,296	104	409,263					355	418,478
59	263	422,806	89	409,175					352	419,360
60以上										
合計	7,804	355,168	1,927	382,606					9,731	360,602

公安職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					11	178,500			11	178,500
19					28	182,607			28	182,607
20					37	190,770			37	190,770
21					55	198,620			55	198,620
22	13	208,200			47	206,560			60	206,915
23	33	214,024			39	215,395			72	214,767
24	36	226,661			51	225,676			87	226,084
25	25	234,712			41	234,356			66	234,491
26	45	240,896			61	240,910			106	240,904
27	49	247,582			48	246,342			97	246,968
28	31	253,632			47	254,226			78	253,990
29	50	258,390			36	258,711			86	258,524
30	44	264,036			43	264,379			87	264,206
31	46	268,291			48	271,106			94	269,729
32	49	271,884			40	275,588			89	273,548
33	51	280,506			36	283,222			87	281,630
34	51	291,833			57	288,091			108	289,858
35	62	295,632			55	297,860			117	296,679
36	72	308,239			37	305,616			109	307,349
37	49	316,202			62	311,061			111	313,331
38	55	320,338			49	324,514			104	322,306
39	52	327,763			47	336,623			99	331,970
40	39	340,162			41	336,322			80	338,194
41	46	341,296			46	353,339			92	347,317
42	45	358,956			27	358,863			72	358,921
43	56	372,255			31	359,626			87	367,755
44	37	371,411			32	377,953			69	374,445
45	49	388,910			34	384,259			83	387,005
46	25	396,768			34	387,832			59	391,619
47	38	400,861			30	396,580			68	398,972
48	28	406,454			41	398,446			69	401,696
49	16	417,281			36	404,561			52	408,475
50	17	415,318			35	413,660			52	414,202
51	17	412,953	x	x	22	405,541			40	408,438
52	17	415,753			31	413,935			48	414,579
53	16	416,831			23	419,143			39	418,195
54	22	424,691	x	x	17	423,806			40	424,358
55	26	415,954			29	418,738			55	417,422
56	22	414,745			23	425,804			45	420,398
57	37	419,062			22	421,841			59	420,098
58	20	422,680			12	428,250			32	424,769
59	26	427,996			24	418,954			50	423,656
60以上										
合 計	1,412	324,972	2	410,900	1,565	309,457			2,979	316,879

第12表 暫定再任用職員の給料表別、級別人員

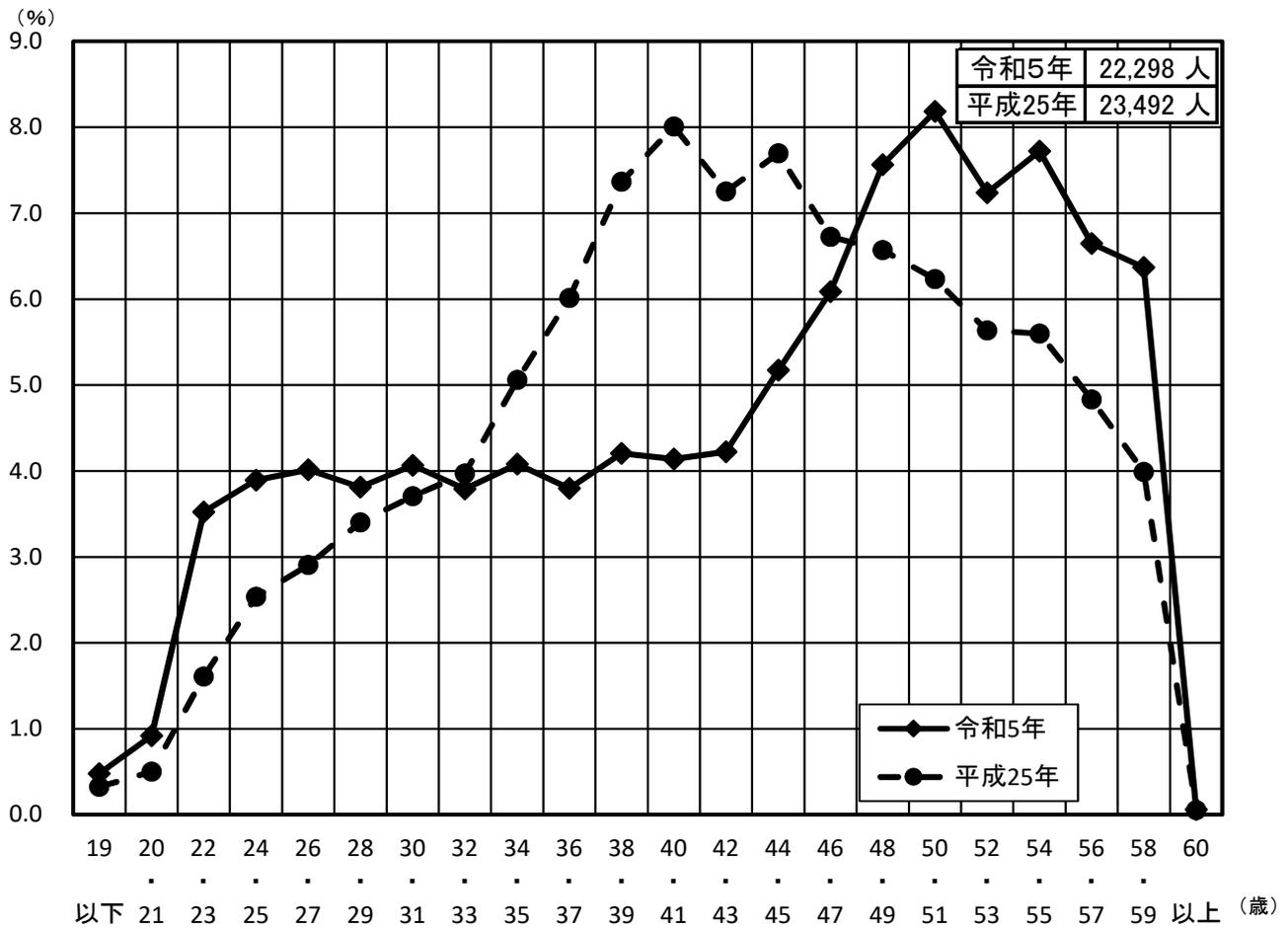
1 フルタイム勤務職員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	358	人	人	人	309	47	2				
研究職給料表	9				9						
医療職給料表（二）	7					7					
医療職給料表（三）	2					2					
海事職給料表	4					3	1				
教育職給料表（二）	241	31	209			1					
教育職給料表（三）	610		606			4					
公安職給料表	33				28	5					
給料表計	1,264										
60歳	(354)										
61歳	(279)										
62歳	(225)										
63歳	(244)										
64歳	(162)										

2 短時間勤務職員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	38	人	人	人	36	1	1				
医療職給料表（三）	1					1					
教育職給料表（三）	27			27							
給料表計	66										
60歳	(9)										
61歳	(10)										
62歳	(10)										
63歳	(12)										
64歳	(25)										

第13表 年齢階層別人員構成比（令和5年と平成25年の比較）全職員



2 職種別民間給与実態調査結果

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 617事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から121事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

ア 調査実人員は、4,060人（うち初任給関係職種320人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は3,356人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は30,157人であり、うち、行政職に相当するものは15,546人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 102	事業所 9	事業所 10	事業所 14	事業所 47	事業所 22
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	11	2	0	0	5	4
製 造 業	34	1	6	5	12	10
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	18	2	2	4	9	1
卸 売 業 ， 小 売 業	6	0	0	2	2	2
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	5	1	0	1	3	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	28	3	2	2	16	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模，事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所，調査不能の事業所が16所あった。
 2 調査対象事業所121所から企業規模，事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた118所に占める調査完了事業所102所の割合（調査完了率）は，86.4%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	186,818	191,377	182,683	x
	短 大 卒	162,282	165,437	156,951	-
	高 校 卒	158,960	165,255	151,946	-
新 卒 技 術 者	大 学 卒	238,855	241,206	164,361	-
	短 大 卒	187,559	193,744	x	x
	高 校 卒	169,328	172,283	156,471	x
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	214,311	224,804	181,370	x
	短 大 卒	175,210	181,657	155,120	x
	高 校 卒	162,904	168,516	152,965	x

- (注) 1 金額は，基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり，時間外手当，家族手当，通勤手当等，特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「x」は，調査事業所が1事業所の場合である。

第16表 県内民間の企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支 給する給与		(A)-(B)		
			(A)	うち時間 外手当(B)			
支店長	3	53.3	642,282	154	642,128	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100 人未満の対応 級欄参照
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	3	53.3	642,282	154	642,128		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	3	56.3	684,133	0	684,133		
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	58.0	731,199	0	731,199		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	133	54.0	547,053	14,330	532,723	2課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職能資格等が 上記部の長と 同等と認められ る部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同上
大学卒	65	53.7	580,447	10,699	569,748		
短大卒	13	52.4	455,241	3,708	451,533		
高校卒	55	55.0	524,983	21,889	503,094		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	53	53.2	626,758	71,572	555,186		
大学卒	32	51.9	633,322	69,790	563,532		
短大卒	2	52.9	600,035	76,973	523,062		
高校卒	19	55.1	619,706	73,667	546,039		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	63	52.4	503,538	10,555	492,983	前記部長に事 故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が 上記部の次長 と同等と認めら れる部の次長 及び部次長級 専門職 中間職(部長一 課長間)	同上
大学卒	41	52.0	539,501	12,691	526,810		
短大卒	4	55.0	405,006	1,423	403,583		
高校卒	18	53.0	436,986	7,236	429,750		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	13	52.3	499,862	68,643	431,219		
大学卒	8	52.1	558,670	95,522	463,148		
短大卒	2	56.5	393,553	29,039	364,514		
高校卒	3	49.6	443,624	36,114	407,510		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	270	49.4	465,219	22,310	442,909	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められ る課の長及び 課長級専門職	同上
大学卒	151	48.8	463,726	17,648	446,078		
短大卒	33	48.5	404,738	19,140	385,598		
高校卒	85	51.0	490,416	32,582	457,834		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術課長	159	47.5	558,077	77,724	480,353		
大学卒	77	46.7	574,926	83,064	491,862		
短大卒	22	47.1	576,728	107,798	468,930		
高校卒	60	48.7	528,672	58,851	469,821		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から
職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額				備考	対応級		
			きまって支給する給与		(A)-(B)					
			(A)	うち時間 外手当(B)						
人	歳	円	円	円						
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	82	47.2	434,525	27,797	406,728	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2企業規模500人以上, 本表3企業規模100人以上 500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照		
	大学卒	36	44.7	429,630	28,621	401,009				
	短大卒	11	51.9	438,468	7,576	430,892				
	高校卒	33	48.8	431,570	32,554	399,016				
	中学卒	2	40.5	609,372	68,657	540,715				
	技術課長代理	27	49.3	486,534	56,435	430,099				
	大学卒	5	46.3	512,792	103,235	409,557				
	短大卒	x	x	x	x	x				
	高校卒	21	50.1	477,342	40,105	437,237				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	401	43.8	392,955	37,442	355,513			係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	201	41.2	390,266	40,099	350,167				
	短大卒	63	45.3	362,656	32,922	329,734				
	高校卒	137	47.0	409,822	35,307	374,515				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術係長	204	44.6	453,408	55,052	398,356				
	大学卒	69	42.1	447,748	48,062	399,686				
	短大卒	39	41.9	443,373	64,596	378,777				
	高校卒	93	47.9	464,509	57,963	406,546				
	中学卒	3	41.0	363,233	1,842	361,391				
事務主任	250	41.3	328,811	31,226	297,585	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上			
大学卒	96	37.2	313,468	31,125	282,343					
短大卒	46	44.0	349,174	32,099	317,075					
高校卒	107	43.6	332,410	31,076	301,334					
中学卒	x	x	x	x	x					
技術主任	167	38.8	359,840	52,010	307,830					
大学卒	64	35.9	370,623	62,362	308,261					
短大卒	42	38.2	343,163	47,957	295,206					
高校卒	61	42.7	359,161	42,487	316,674					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	833	34.0	249,447	22,359	227,088				同上	
大学卒	275	31.0	261,521	26,217	235,304					
短大卒	220	33.8	236,576	15,745	220,831					
高校卒	335	36.8	248,688	24,136	224,552					
中学卒	3	37.8	228,727	3,269	225,458					
技術係員	427	32.0	300,816	43,335	257,481					
大学卒	198	31.2	317,953	48,688	269,265					
短大卒	72	33.6	285,597	30,399	255,198					
高校卒	157	32.3	287,878	42,842	245,036					
中学卒	-	-	-	-	-					

(注) 「中間職(課長(係長)一係長(係員)間)」とは、課長(係長)と係長(係員)の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長(係長)と係長(係員)の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

2 企業規模500人以上

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給する給与 (A)		(A)-(B)		
				うち時間 外手当 (B)				
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	3	53.3	642,282	154	642,128	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	53.3	642,282	154	642,128		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	3	56.3	684,133	0	684,133		
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	58.0	731,199	0	731,199		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	51	53.6	660,233	31,760	628,473	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	26	53.1	679,110	20,005	659,105		
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	24	54.5	643,426	50,450	592,976			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部長	39	52.7	703,415	97,156	606,259			
大学卒	26	51.4	695,672	83,656	612,016			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	12	55.0	719,810	116,972	602,838			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	39	52.1	546,131	10,308	535,823	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	32	51.8	551,885	11,042	540,843			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	6	52.8	532,463	8,038	524,425			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	7	52.1	629,147	130,670	498,477			
大学卒	6	52.0	629,632	127,768	501,864			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	x	x	x	x	x			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	123	49.1	501,284	39,227	462,057	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級 " 8級	
大学卒	63	47.8	483,065	29,060	454,005			
短大卒	10	47.4	459,768	53,771	405,997			
高校卒	49	51.1	533,989	51,914	482,075			
中学卒	x	x	x	x	x			
技術課長	102	46.9	608,436	106,167	502,269			
大学卒	50	46.2	623,003	112,734	510,269			
短大卒	17	46.7	603,327	130,886	472,441			
高校卒	35	48.1	590,132	84,363	505,769			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与		(A)-(B)		
			(A)	うち時間 外手当(B)			
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職5級 " 6級
大学卒	30	44.7	477,744	59,141	418,603		
短大卒	11	42.7	463,775	60,735	403,040		
高校卒	x	x	x	x	x		
中学卒	16	46.8	473,077	59,842	413,235		
事務課長代理	25	48.2	504,064	62,807	441,257		
大学卒	5	46.3	512,792	103,235	409,557		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	19	48.8	499,393	46,159	453,234		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	157	43.1	441,870	51,694	390,176	係の長及び係長級専門職	行政職3級 " 4級
大学卒	68	39.1	425,470	57,631	367,839		
短大卒	25	43.2	362,216	39,371	322,845		
高校卒	64	48.0	487,001	48,385	438,616		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	99	42.9	515,578	89,168	426,410		
大学卒	34	38.1	494,112	80,085	414,027		
短大卒	25	39.7	474,310	94,659	379,651		
高校卒	40	48.5	555,512	93,643	461,869		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	88	44.5	387,694	39,188	348,506	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)
大学卒	15	37.6	381,565	31,998	349,567		
短大卒	27	46.2	383,182	38,454	344,728		
高校卒	45	45.5	392,977	42,721	350,256		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術主任	79	37.0	401,363	55,745	345,618		
大学卒	29	34.9	419,283	61,656	357,627		
短大卒	22	36.1	373,990	53,176	320,814		
高校卒	28	39.8	403,885	51,568	352,317		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	301	33.5	262,455	26,694	235,761		行政職1級
大学卒	76	29.8	272,107	38,623	233,484		
短大卒	94	31.8	245,260	19,051	226,209		
高校卒	130	37.7	271,612	25,745	245,867		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	195	29.0	315,374	51,459	263,915		
大学卒	100	28.7	333,775	54,532	279,243		
短大卒	20	31.5	300,893	34,143	266,750		
高校卒	75	28.4	300,462	53,422	247,040		
中学卒	-	-	-	-	-		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)			
								円
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級 " 8級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務	事務部長	74	54.6	484,590	3,602	480,988	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	37	54.5	509,597	3,659	505,938		
	短大卒	11	52.9	466,614	4,347	462,267		
	高校卒	26	55.5	456,448	3,206	453,242		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	技術部長	9	51.5	464,139	12,577	451,562	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	5	52.1	423,197	22,754	400,443		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	3	50.5	507,610	0	507,610		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係	事務部次長	21	53.4	431,051	12,539	418,512	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	9	52.7	486,158	19,795	466,363		
	短大卒	3	54.3	397,789	1,869	395,920		
	高校卒	9	53.8	386,594	8,759	377,835		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職種	技術部次長	3	53.0	413,005	38,667	374,338	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	2	52.5	412,283	29,000	383,283		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務	事務課長	141	49.7	439,214	9,057	430,157	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級 " 6級
	大学卒	86	49.4	450,779	9,444	441,335		
	短大卒	21	48.7	384,457	6,939	377,518		
	高校卒	34	50.9	443,964	9,390	434,574		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	50	48.5	445,847	10,749	435,098		
	大学卒	25	47.6	458,569	10,286	448,283		
	短大卒	4	50.5	498,713	0	498,713		
	高校卒	21	49.2	420,798	13,334	407,464		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級		
			きまって支給する給与		(A)-(B)				
			(A)	うち時間 外手当(B)					
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級		
大学卒	49	48.5	423,108	13,722	409,386				
短大卒	23	45.8	425,620	14,892	410,728				
高校卒	9	52.4	452,042	8,901	443,141				
中学卒	17	50.1	404,369	14,672	389,697				
-	-	-	-	-	-				
技術課長代理	x	x	x	x	x				
大学卒	-	-	-	-	-				
短大卒	-	-	-	-	-				
高校卒	x	x	x	x	x				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務係長	228	44.1	363,608	28,151	335,457			係の長及び係長級専門職	行政職3級
大学卒	128	42.5	370,413	29,364	341,049				
短大卒	37	46.5	365,618	29,866	335,752				
高校卒	63	46.0	348,720	24,704	324,016				
中学卒	-	-	-	-	-				
技術係長	87	46.4	394,509	16,183	378,326				
大学卒	33	46.2	403,617	15,124	388,493				
短大卒	12	46.2	396,314	9,321	386,993				
高校卒	40	46.9	383,706	20,358	363,348				
中学卒	2	42.0	413,648	0	413,648				
事務主任	156	39.2	297,211	27,350	269,861	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)		
大学卒	81	37.1	300,578	30,959	269,619				
短大卒	19	40.6	296,200	22,201	273,999				
高校卒	56	41.7	292,742	24,013	268,729				
中学卒	-	-	-	-	-				
技術主任	59	39.9	321,489	53,433	268,056				
大学卒	32	36.5	328,847	64,471	264,376				
短大卒	9	40.7	302,847	43,238	259,609				
高校卒	18	47.1	317,575	35,458	282,117				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務係員	439	33.6	244,360	19,437	224,923		行政職1級		
大学卒	172	30.6	259,787	20,088	239,699				
短大卒	109	35.4	230,384	12,314	218,070				
高校卒	158	35.5	236,893	23,562	213,331				
中学卒	-	-	-	-	-				
技術係員	170	35.9	278,937	33,648	245,289				
大学卒	87	35.1	295,552	42,197	253,355				
短大卒	30	32.8	269,721	29,706	240,015				
高校卒	53	39.4	253,831	20,174	233,657				
中学卒	-	-	-	-	-				

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与		(A)-(B)			
			(A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務・技術関係職種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級 " 7級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	8	51.5	383,705	0	383,705	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上	
大学卒	2	46.5	393,086	0	393,086			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	5	54.4	385,221	0	385,221			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部長	5	59.6	392,814	2,231	390,583	2課以上又は構成員20人以上の部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上	
大学卒	x	x	x	x	x			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	4	59.0	407,487	1,584	405,903			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	3	51.0	314,618	0	314,618	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	3	51.0	314,618	0	314,618			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	3	52.0	381,230	0	381,230	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	2	48.5	385,545	0	385,545			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	6	51.0	363,937	917	363,020	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級	
大学卒	2	51.0	390,705	0	390,705			
短大卒	2	51.0	388,605	2,750	385,855			
高校卒	2	51.0	312,500	0	312,500			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長	7	51.1	378,294	3,017	375,277			
大学卒	2	51.0	429,924	6,242	423,682			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	4	53.5	382,278	2,158	380,120			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与		(A)-(B)			
			(A)	うち時間 外手当(B)				
事務課長代理	3	43.3	277,720	11,833	265,887	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級	
大学卒	2	41.5	291,550	17,750	273,800			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長代理	x	x	x	x	x			
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	x	x	x	x	x			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務	事務係長	16	45.9	255,500	8,687	246,813	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	5	44.2	285,818	11,257	274,561		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	10	46.6	240,346	8,271	232,075		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	技術係長	18	46.8	298,410	16,160	282,250		
	大学卒	2	46.5	309,918	19,213	290,705		
	短大卒	2	42.5	297,995	12,565	285,430		
	高校卒	13	48.2	299,494	17,060	282,434		
	中学卒	x	x	x	x	x		
関係	事務主任	6	48.2	246,320	8,767	237,553	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	6	48.2	246,320	8,767	237,553		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職種	技術主任	29	43.1	298,907	32,472	266,435		
	大学卒	3	41.3	318,834	39,097	279,737		
	短大卒	11	41.2	303,833	38,530	265,303		
	高校卒	15	44.9	291,309	26,704	264,605		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務	事務係員	93	38.8	221,279	19,374	201,905		行政職1級
	大学卒	27	38.7	232,579	21,438	211,141		
	短大卒	17	38.6	207,489	12,169	195,320		
	高校卒	47	39.1	222,824	21,379	201,445		
	中学卒	2	37.0	149,637	5,612	144,025		
	技術係員	62	39.9	274,378	21,071	253,307		
	大学卒	11	35.8	264,241	12,444	251,797		
	短大卒	22	39.4	276,746	23,021	253,725		
	高校卒	29	41.6	276,257	22,719	253,538		
	中学卒	-	-	-	-	-		

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者, 上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	-	-	-	-	-	
	研究室(係)長	-	-	-	-	-	
	主任研究員	-	-	-	-	-	
	研究員	-	-	-	-	-	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医 療	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	x	x	x	x	x	
	医科長	x	x	x	x	x	
	医師	5	59.4	1,607,180	72,392	1,534,788	
関 係 職 種	歯科医師	x	x	x	x	x	
	薬局長	4	38.8	533,875	103,970	429,905	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	13	34.7	473,795	70,777	403,018	
	診療放射線技師	32	34.2	321,318	55,182	266,136	
	臨床検査技師	18	35.9	294,692	31,498	263,194	
	栄養士	23	33.9	235,527	10,364	225,163	
	理学療法士	72	32.8	311,486	17,871	293,615	
	作業療法士	40	32.4	282,910	9,278	273,632	
	総看護師長	x	x	x	x	x	部下に看護師長5人以上
	看護師長	22	48.5	429,371	36,151	393,220	部下に看護師又は准看護師5人以上
教 育 関 係 職 種	看護師	115	31.3	349,597	69,451	280,146	
	准看護師	35	48.9	274,562	43,347	231,215	
	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	2	49.5	607,900	0	607,900	
	大学教授	19	56.5	564,552	0	564,552	
	大学准教授	16	46.9	457,309	0	457,309	
	大学講師	11	40.5	414,244	2,972	411,272	
	大学助教	9	38.9	363,722	0	363,722	
	高等学校校長	2	48.5	526,185	0	526,185	
高等学校教頭	12	54.5	481,500	4,217	477,283		
高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-		
高等学校指導教諭	-	-	-	-	-		
高等学校教諭	129	42.3	364,230	2,814	361,416		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	8	51.5	763,891	76,107	687,784	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	53.2	664,361	262,985	401,376	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	37.3	543,083	218,743	324,340	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	31.4	487,206	204,216	282,990	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	6	54.8	678,784	291,917	386,867	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	8	32.3	457,898	192,632	265,266	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	9	21.9	363,223	156,035	207,188	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	x	x	x	x	x	見習, 外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき, 他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	3	44.6	321,334	28,932	292,402	
	守 衛	7	54.6	501,768	74,386	427,382	
	用 務 員	-	-	-	-	-	

第17表 県内民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目				新規学卒者の採用なし
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	44.5	(42.6)	(57.4)	(0.0)	55.5
	500人以上	88.8	(36.2)	(63.8)	(0.0)	11.2
	100人以上 500人未満	37.7	(48.2)	(51.8)	(0.0)	62.3
	50人以上 100人未満	3.9	(100.0)	(0.0)	(0.0)	96.1
高校卒	規模計	33.9	(44.2)	(55.8)	(0.0)	66.1
	500人以上	66.7	(48.1)	(51.9)	(0.0)	33.3
	100人以上 500人未満	28.8	(41.8)	(58.2)	(0.0)	71.2
	50人以上 100人未満	3.9	(0.0)	(100.0)	(0.0)	96.1

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 県内民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		88.4%
配偶者に家族手当を支給する		(90.4%)
家族手当制度がない		11.6%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,141円
	配偶者と子1人	17,735円
	配偶者と子2人	22,980円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者、父母等については6,500円、子については1人につき10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 県内民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を実施していない
	を支給する	を支給しない	
22.6%	(28.7%)	(71.3%)	77.4%

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
40.9%	59.1%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第20表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規 模 計	64.1	35.9	64.2	35.8	65.5	34.5
500人以上	53.5	46.5	52.5	47.5	51.0	49.0
100人以上500人未満	68.9	31.1	69.7	30.3	74.1	25.9
50人以上100人未満	67.3	32.7	68.9	31.1	70.2	29.8

第21表 県内民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	72.1%	27.9%	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 生 計 費 関 係

令和 5 年 4 月 の 標 準 生 計 費 算 定 方 法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食 料 費……………食料
- 住 居 関 係 費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品
- 被 服 ・ 履 物 費……………被服及び履物
- 雑 費 I ……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽
- 雑 費 II ……………その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

(2) 費目別，世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して算出した令和5年4月の全国の費目別標準生計費を、本県の平均4人値と全国平均4人値の比率で調整して算定した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別，世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 32,530	円 32,810	円 51,660	円 70,510	円 89,360
住居関係費	41,330	43,970	39,950	35,940	31,920
被服・履物費	4,620	3,150	5,090	7,030	8,980
雑費Ⅰ	17,220	17,910	34,300	50,680	67,060
雑費Ⅱ	9,040	10,560	14,690	18,820	22,950
計	104,740	108,400	145,690	182,980	220,270

(注) 標準生計費は，総務省の家計調査を基礎に算出した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数(全国)

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.371	0.584	0.797	1.010
住居関係費	0.894	0.812	0.731	0.649
被服・履物費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑費Ⅰ	0.178	0.341	0.504	0.667
雑費Ⅱ	0.227	0.315	0.404	0.493

4 労働経済関係

第23表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人 倍率 (季節 調整値)	完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				
					全	国	鹿	児	島
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
令和3年度	2.6	△0.4	1.16	2.8	298.2	1.7	242.7	0.4	
令和4年度	1.4	△0.3	1.31	2.6	304.5	2.1	245.2	1.0	
令和4年4月	1.4	△1.1	1.24	2.6	307.9	2.5	247.3	1.2	
5月		△0.9	1.25	2.6	301.2	2.2	241.9	0.7	
6月		△0.6	1.27	2.6	304.0	2.3	246.7	2.1	
7月	△0.4	△0.6	1.28	2.6	303.7	2.0	239.3	△1.9	
8月		△0.5	1.31	2.5	301.9	2.3	242.7	△0.5	
9月		△0.4	1.32	2.6	304.0	2.6	245.4	3.2	
10月	0.1	△0.5	1.34	2.6	305.3	2.3	243.8	0.6	
11月		△0.3	1.35	2.5	305.7	2.6	243.1	1.1	
12月		△0.3	1.36	2.5	305.9	2.5	246.6	1.6	
令和5年1月	0.7	0.6	1.35	2.4	303.9	1.7	245.7	△0.1	
2月		0.6	1.34	2.6	303.5	1.4	248.4	2.5	
3月		0.6	1.32	2.8	306.8	1.0	251.0	1.9	
4月		0.7	1.32	2.6	310.9	1.0	252.8	2.3	
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省				

(注) 1 ①は平成27年基準, ②, ⑤, ⑥, ⑨, ⑩, ⑪は令和2年基準である。
 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。

項目 年度 年月	⑥ 所定内給与 (調査産業計)				⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		鹿 児 島 県		全 国	鹿 児 島 県	全 国	鹿 児 島 県
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
令和3年度	274.4	1.1	226.8	△0.6	142.5	145.5	11.7	10.6
令和4年度	279.6	1.9	226.0	△0.3	143.5	143.4	12.2	11.3
令和4年4月	281.9	2.2	228.1	△0.2	149.0	148.1	12.9	11.3
5月	277.2	1.9	223.6	△0.8	137.6	139.9	11.7	10.6
6月	280.0	2.1	228.8	0.6	149.6	147.5	12.1	10.8
7月	279.1	1.9	221.3	△3.1	147.0	143.7	12.1	10.9
8月	277.7	2.2	224.9	△1.8	139.1	139.8	11.3	10.6
9月	279.7	2.2	226.3	1.1	144.0	143.1	12.2	11.0
10月	279.9	1.8	225.5	△0.6	144.5	143.0	12.6	10.9
11月	280.0	2.2	224.6	△0.3	146.0	142.9	12.6	10.9
12月	280.1	2.3	227.7	0.1	144.2	143.5	12.6	11.3
令和5年1月	279.5	1.7	223.9	△1.6	135.7	138.5	11.8	11.5
2月	279.1	1.5	227.0	1.2	139.7	141.6	12.0	12.4
3月	281.6	1.0	230.8	1.5	145.8	149.1	12.5	12.8
4月	285.1	1.2	233.4	2.3	148.3	148.6	12.6	12.2
資料出所	厚 生 労 働 省							

項目 年 度 年 月	⑨ 消 費 支 出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑩ 消費者物価指数 (総 合)		⑪ 国内企業 物価指数
	全 国		鹿 児 島 市		全 国	鹿 児 島 市	
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
令和3年度	311.2	2.2	317.8	9.1	0.1	△0.4	7.1
令和4年度	322.8	3.7	298.0	△6.2	3.2	2.6	9.4
令和4年4月	344.1	1.6	283.4	1.1	2.5	1.4	9.9
5月	315.0	△0.9	306.5	8.3	2.5	1.8	9.4
6月	300.5	6.9	253.2	△12.8	2.4	1.8	9.6
7月	317.6	4.9	276.7	△29.1	2.6	2.1	9.3
8月	322.4	9.6	275.6	△2.2	3.0	2.6	9.6
9月	314.0	6.2	298.3	31.9	3.0	2.4	10.3
10月	328.7	5.1	284.7	△12.6	3.7	2.9	9.7
11月	308.1	1.3	337.0	△35.5	3.8	3.2	9.9
12月	353.8	2.8	351.1	16.6	4.0	3.9	10.6
令和5年1月	331.1	5.3	361.9	17.5	4.3	4.1	9.6
2月	298.7	4.7	257.6	△8.8	3.3	3.1	8.3
3月	340.0	△1.1	290.2	△9.9	3.2	2.8	7.4
4月	334.2	△2.9	266.2	△6.1	3.5	3.0	6.0
資料出所	総 務 省						日本銀行

5 人事院の報告及び勧告の概要

令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子



基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く
➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



01
公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組



02
職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策



03
多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組



課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を変えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新卒線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
 (平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

<p>1 人材の確保への対応</p> <p>潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <p>① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> 新卒初任給の引上げ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ 最優秀者のボーナスの上限引上げ <p>② 民間人材等の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) 特定任期付職員のボーナス拡充 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給 	<p>2 組織パフォーマンスの向上</p> <p>役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化</p> <p>① 役割や活躍に応じた処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲) <p>② 円滑な配置等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域手当の大きくくり化 新幹線通勤に係る手当額見直し 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大 	<p>3 働き方やライフスタイルの多様化への対応</p> <p>働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当の見直し テレワーク関連手当の新設【本年勧告】 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲) 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)
--	---	---

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討